

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>阿見町は、茨城県の南部に位置し、東西11km、南北9km、総面積71.40km²（湖面6.42km²を含む）、人口は、47,428人（平成28年4月1日現在）で、日本第2位の湖面積を持つ霞ヶ浦に面した、水と緑の豊かな町である。</p> <p>都心へは、JR常磐線や首都圏中央連絡自動車道、常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあり、また、成田国際空港へは約30kmの距離にある。恵まれた交通アクセスや自然環境、地理的特性等を背景に都市化が進んできた。</p> <p>町内には、保育所が6か所（町立3か所、私立3か所）、認定こども園が3か所（幼保連携型1か所、幼稚園型2か所）、地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育事業所が各2か所あり、全体で989名の保育定員を擁し、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育を実施しているほか、子育て支援センターを核とした地域の子育て支援に取り組んでいるが、女性の就業機会の増加、就業形態の多様化や核家族化の進行などを背景に、保育に対するニーズが多様化する中で、更なるきめ細やかな保育・子育て支援が求められている。</p> <p><u>公立保育所は古いもので昭和59年に建築（改築）され、最も新しいものでも築後13年が経過し、調理室設備の老朽化と高まる保育需要に施設内調理で対応することが困難となっている。</u></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本町においても核家族化が進行し、就業する女性の増加や就業形態の多様化により、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。</p> <p><u>町立保育所の給食を、学校給食センターからの外部搬入方式により</u></p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>阿見町は、茨城県の南部に位置し、東西11km、南北9km、総面積64.97km²（湖面を除く）、人口47,757人（平成20年4月1日現在）で、日本第2位の湖面積を持つ霞ヶ浦に面した、水と緑の豊かな町である。</p> <p>都心へは、JR常磐線や首都圏中央連絡自動車道、常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあり、また、成田国際空港へは約30kmの距離にある。恵まれた交通アクセスや自然環境、地理的特性等を背景に都市化が進んできた。</p> <p>町内には、保育所が7か所（町立6か所、私立1か所）あり、<u>全体で600名の定員を擁し、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育を実施しているほか、子育て支援センターを核とした地域の子育て支援に取り組んでいるが、女性の就業機会の増加、就業形態の多様化や核家族化の進行などを背景に、保育に対するニーズが多様化する中で、更なるきめ細やかな保育・子育て支援が求められている。</u></p> <p><u>一方で、公立保育所の半数以上が、昭和42年から昭和57年に建築（改築）された施設であるため、調理室設備は老朽化しており、高まる保育需要に施設内調理で対応することが困難となっている。</u></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本町においても核家族化が進行しており、就業する女性の増加や就業形態の多様化により、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。</p> <p><u>これに対し、公立保育所の給食を、学校給食センターからの外部搬入</u></p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>実施することで、給食材料の一元購入、調理員の人件費の節減、調理業務の効率化等が可能となり、保育所運営 <u>経費の節減</u> を図ることができる。</p> <p>また、衛生・安全管理面で設備の整った大型調理施設である学校給食センターにおいて調理することは、給食に対する安全性を更に高めることに繋がる。</p> <p>学校給食センターと保育所が連携し、情報交換を行うことで、幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣について把握することができ、これによって幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。</p> <p>また、学校給食センターでは、地産地消にも取り組んでおり、従来、保育所では少量で調達できなかった地元食材を使用した給食の提供が可能になることから、一層の地産地消を図ることができる。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>公立保育所の給食を、学校給食センターからの <u>一括外部搬入</u> とすることで、調理部門が集約されるため、効率的な運営と経費の節減を図ることができ、保育所運営全般についての合理化が可能となる。</p> <p>厳しい町の財政事情の中で、給食の外部搬入方式の実施による経費の節減効果を、地域の子育て支援などの財源に充てることで、本町における子育て支援の更なる充実と児童福祉の向上に資することができる。</p> <p>設備の整った学校給食センターで調理される、衛生的で安全な質の高い給食を提供することで、保護者が安心して子どもを預けられる環境が整備され、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するこ</p>	<p>方式により実施することで、給食材料の一元購入、調理員の人件費の節減、調理業務の効率化等が可能となり、保育所運営 <u>の合理化</u> を図ることができる。</p> <p>また、衛生・安全管理面で設備の整った大型調理施設である学校給食センターにおいて調理することは、<u>公立保育所の</u> 給食に対する安全性を更に高めることに繋がる。</p> <p>学校給食センターと保育所が連携し、情報交換を行うことで、幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣について把握することができ、これによって幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。</p> <p>また、学校給食センターでは、地産地消にも取り組んでおり、従来、保育所では少量で調達できなかった地元食材を使用した給食の提供が可能になることから、一層の地産地消を図ることができる。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>公立保育所の給食を、学校給食センターからの <u>外部搬入方式により実施</u> することで、調理部門が集約されるため、効率的な運営と経費の節減を図ることができ、保育所運営全般についての合理化が可能となる。</p> <p>厳しい町の財政事情の中で、給食の外部搬入方式の実施による経費の節減効果を、地域の子育て支援などの財源に充てることで、本町における子育て支援の更なる充実と児童福祉の向上に資することができる。</p> <p>設備の整った学校給食センターで調理される、衛生的で安全な質の高い給食を提供することで、保護者が安心して子どもを預けられ</p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>とができる。</p> <p>幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、児童への望ましい食習慣の定着が図られるとともに、生産者においても、生産物が地元で購入、消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (子育て支援事業・地産地消事業)</p> <p>子どもが健やかに心豊かに育ち、また、親が安心して子育てを楽しむことができ、さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みづくりに向けて「<u>阿見町子ども・子育て支援事業計画</u>」を策定し、各分野にわたり推進している。</p> <p>公立保育所において、給食の外部搬入方式を実施することにより、給食調理業務の効率化及び経費の節減を図ることで、更なる子育て支援サービスの充実を目指す。</p> <p>また、家庭と保育所の役割分担の再確認により、規則正しい生活リズムの確立、バランスの取れた食生活、望ましい食習慣の定着に努め、保育の充実と児童の健全育成を図る。</p> <p>さらに、地元食材を積極的に取り入れ、食育の推進を図りながら、地産地消を取り入れた安全・安心な給食を提供する。</p>	<p>る環境が整備され、子育て家庭における、<u>仕事と子育ての両立を支援することができる。</u></p> <p>幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことにより、児童への望ましい食習慣の定着が図られるとともに、生産者においても、生産物が地元で購入、消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (子育て支援事業・地産地消事業)</p> <p>子どもが健やかに心豊かに育ち、また、親が安心して子育てを楽しむことができ、さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みづくりに向けて「<u>阿見町次世代育成支援対策行動計画(いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支えるやさしいまち阿見)</u>」を策定し、各分野にわたり推進している。</p> <p>公立保育所において、給食の外部搬入方式を実施することにより、給食調理業務の効率化及び経費の節減が可能になり、その節減された経費を財源に更なる子育て支援サービスの充実を目指す。</p> <p>また、家庭と保育所の役割分担の再確認により、規則正しい生活リズムの確立、バランスの取れた食生活、望ましい食習慣の定着に努め、保育の充実と児童の健全育成を図る。</p> <p>さらに、地元食材を積極的に取り入れ、食育の推進を図りながら、地産地消を取り入れた安全・安心な給食を提供する。</p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 阿見町内の公立保育所 中郷保育所、二区保育所、南平台保育所</p> <p>4 特定事業の内容 構造改革特別区域内の公立保育所の1歳児から5歳児の給食を、学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式により実施する。小・中学校の夏季休業中においても、同様に実施する。 給食の外部搬入の対象とする公立保育所は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中郷保育所 阿見町阿見 4002-5 ・二区保育所 阿見町うずら野 1-29-11 ・南平台保育所 阿見町南平台 1-31-6 <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 略</p> <p>(保育所調理室の概要) 別紙表のとおり</p>	<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 阿見町内の公立保育所 <u>曙保育所、学校区保育所、青宿保育所</u>、中郷保育所、二区保育所、南平台保育所</p> <p>4 特定事業の内容 構造改革特別区域内の公立保育所の1歳児から5歳児の給食を、学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式により実施する。小中学校の夏季休業中においても、同様に実施する。 給食の外部搬入の対象とする公立保育所は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>曙保育所</u> 阿見町曙 298 ・<u>学校区保育所</u> 阿見町中央 1-3-2 ・<u>青宿保育所</u> 阿見町青宿 766 ・中郷保育所 阿見町阿見 4002-5 ・二区保育所 阿見町うずら野 1-29-11 ・南平台保育所 阿見町南平台 1-31-6 <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>① 略</p> <p>(保育所調理室の概要) 別紙表のとおり</p>	